経済センサス基礎調査規則の全部を改正する省令について

1 改正の背景

経済センサス-基礎調査(統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査)は、経済センサス基礎調査規則(平成20年総務省令第125号)の定めるところにより、事業所及び企業の活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的として実施している。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)において 国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進が求められ たところ、経済センサス-基礎調査においても、調査趣旨、調査の目的、調査事項、 調査方法等を全面的に見直し新たな調査とするため、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

<本則>

(1) 甲調査

①調査方法

統計調査員が外観による確認又は調査事業所の事業主への質問などにより活動状態等を把握する方法。また、統計調査員が調査票を配布し、郵送により国が回収する方法

②調查事項

事業所の名称、所在地、活動状態。なお、調査票を配布する事業所については、従業者数、主な事業の内容、法人番号等も把握

③調査期間

平成31年6月1日から翌年3月31日までの10か月間で全国の民営事業所を 順次調査

(2) 乙調査

①調査方法

国の事業所にあっては総務省が、都道府県の事業所にあっては都道府県が、 市町村の事業所にあっては市町村が調査票を配布、回収する方法

②調査事項

事業所の名称、所在地、活動状態。なお、調査票を配布する事業所については、 職員数、主な事業の内容等も把握

③調査期間

経済センサス活動調査を実施する以外の年の毎年4月1日から6月1日までの3か月間で全ての公営事業所を調査

<附則>

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)の一部改正

別表経済センサス基礎調査規則(平成二十年総務省令第百二十五号)の項を削り、 別表に改正した経済センサス基礎調査規則を加える。

3 施行期日

公布の日から施行する。